

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

本部町長 平良 武康

市町村名 (市町村コード)	本部町 (47308)
地域名 (地域内農業集落名)	新里・具志堅行政区 (新里・具志堅)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 7月 14日 (第 3 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本部町の農業構造は、耕作者の約8割が60代以上の高齢者で、基幹作物であるサトウキビ、パイナップルも作付面積・生産量とも総じて著しい減少傾向にあり、高齢化による後継者問題も深刻である。さらに農業後継者に継承されない農地や担い手に集積されない農地は一部遊休農地となっており、近年増加傾向にあることから、このまま放置すれば担い手の規模拡大が遅れるばかりではなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすことが考えらる。また本地域では既に整備が完了した地区における再整備の推進、農業用水の確保など要望も多く、早急に対処することが求められる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・新里地域はかんがい施設が整備されており、キクが主に栽培され、野菜の栽培も行われている。後継者も育っており、今後の発展が期待できる。

・具志堅地域では、土地改良事業が行われており、かんがい施設も整備されている。トマトなどの野菜が主に栽培されており、パイナップルやパッションフルーツなどの果物も栽培されている。また後継者も育っており、今後も継続して発展が期待できる。

・今後はブランド化を図る作物や家畜並びに施設園芸において収益性の高い作目や作型を担い手中心に導入し、地域としての産地化を図るとともに農業生産の所得の拡大に務める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	72.17	ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	72.17	ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】		ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針 ・本地域には令和6年度時点で17名の中心的な農業を担う者がいる。 ・本部町、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、その他の組合等の関係機関や団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。 ・農業委員会を活用し、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者(農用地の引き受け手)の状況等に応じ、地域の地理的条件、営農類型の特性、農地の保有・利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集約(集積)の取組を促進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針 ・自治会長などを通じてリタイアする農家の把握に努め、貸付意向のある農家に対し、農地中間管理機構の積極的な活用を図る。 ・農地中間管理機構の取組を周知し、農地の集積・集約化を推進する。
(3)基盤整備事業への取組方針 ・他行政区と比べて平地が多いことや、古くから区画整理及び畑地かんがい施設が導入されたこともあり、農業が盛んな地域である。最も古い土地改良事業は具志堅地区(昭和51～54年度)の区画整理および畑地かんがい事業となっており、管路の老朽化や水需要の変化に対応できないなどの理由から更新整備の要望が強い。 ・今後は未整備状況の農用地はもとより、既に整備が完了した地区における再整備等を行い、整備水準の向上に努める。 ・基盤整備が未整備の地域については関連事業を活用して基盤整備を進める。 ・農業用水確保のための水源を調査して事業化の可能性を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 ・規模拡大に意欲のある認定農業者等の担い手の確保と、認定新規就農者の受入れも促進する。 ・担い手のみに関わらず、意欲のある利用者にも集積を図り、担い手への位置付けに努め、今後の地域農業者の高齢化に伴う担い手不足に備える。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 ・効率的な農作業の受託事業を行う生産組織や農家の育成を行う。 ・地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託を促進する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①カラスやマングース等の被害が確認された場合、拡大を防止するため速やかに罠の設置を進める。また目撃情報や被害情報が続くようであれば迅速に専門家を交えた体制の構築を図る。
- ②堆肥や有機肥料を活用した土づくり等を推進することで化学肥料の使用量の削減に努め、周辺環境負荷軽減に配慮した環境保全型農業を推進する。
- ③農作業の負担軽減や効率化を図るため、実現可能なスマート農業の導入・活用を検討する。
- ④野菜、スイカ等の収益力向上に繋がる栽培品種の検討と輸出等も含め、更なる販路拡大を推進する。
- ⑤果樹、花卉等の園芸作物の安定生産や生産拡大の取り組みを進める。
- ⑧生産施設への取組みとしてビニールハウス等の施設に係る費用の一部助成を行う補助事業等を活用することで、農業振興を図る。
- ⑨耕種農家と畜産農家等が連携し、畜産農家が生産する良質な堆肥を農地に還元し、肥料、土づくりに利用できるように取り組みを進める。
- ⑩多面的機能支払交付金を活用し、適切な農地等の維持管理を行う。
- ⑩交付金を活用した新規就農支援や農機具の支援等を検討する。
- ⑩今後も継続的に農業者・本部町・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・沖縄県等と連携して協議の場を開催し、見直し等も含め、地域計画の内容の充実を図る。